

第28回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和3年7月6日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和3年7月6日 午前10時13分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子		○	委任状
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実		○	委任状
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 2 番 齊藤 美保 委員
 議席 3 番 岸 正二 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
 統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
 統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
 主 任 中嶋 辰哉

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、第28回渋川市農業委員会総会を開会いたします。渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

おはようございます。

会議の始まる前に、先日、ブルーベリーの県の品評会がありまして、ここにいる斉藤美保さんが県知事賞を獲得しました。

(一同拍手。「おめでとうございます。」)

議 長

それでは、早速ですけれども、会議を始めたいと思います。

携帯電話等については電源を切るか、マナーモードにしていきたいと思います。

皆様のご協力によりスムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしたところです。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中8名。5番の鳥山孝子さん、13番の高井眞佐実さんから欠席と委任の届出が出ておりますので、ご報告申し上げます。

早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、よって、会期は本日1日と決定します。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名に議席2番、斉藤美保委員、3番、岸正二委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、よって、議事録署名委員は、斉藤美保委員と岸正二委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定

による通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、1ページから4ページに記載の番号1番から9番の9件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、権利を取得した事由は相続。取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
この度の届出は、7ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は、記載のとおりであります。
以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。
それでは、渋川、伊香保、小野上地区を岸第1班長、子持、赤城、北橘地区を須田第1班長代行により報告をお願いします。
最初に岸班長、お願いします。

3 番

では報告いたします。6月28日に実施しました、第1班、渋川、伊香

保、小野上地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、大島委員、事務局、吉田係長、儘田主事と私、岸で、4名で実施しました。

渋川、伊香保、小野上地区の今回の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が8件、合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

まずはじめに、4条申請であります。

議案書の15ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は一体利用する宅地。問題ないと思います。

申請番号4の2番の現地は、東は道路、西と北は一体利用する宅地、南は同月申請されている申請番号5の5番の申請地であります。問題ないと思います。

次に、5条申請であります。

19ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は一体利用する雑種地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西は宅地と畑、南は畑となっています。問題ないと思います。

議案書の20ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は雑種地と一体利用する雑種地、西は雑種地、南は道路、北は山林となっています。問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地と畑、西は畑、南は宅地と道路、北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と南側は道路、西側は宅地、北側は同月申請されている申請番号4の2番の申請地であります。問題ないと思います。

議案書の21ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は雑種地、西と北は道路、南は宅地と墓地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西は道路、南側は宅地と畑、北は宅地となっています。問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西は山林、南と北は畑となっています。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりだと思います。

以上で第1班、渋川、伊香保、小野上地区の現地調査報告を終わり

ます。

議 長

ありがとうございました。

続いて、須田第1班長代行、お願いいたします。

1 1 番

では、報告いたします。令和3年6月28日にしました第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、飯塚委員と私、須田。事務局は、狩野係長、中嶋主任の4人で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が7件。合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内の番号は、議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに、4条申請であります。

議案書の15ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は一体利用する宅地となっております。申請地は特に問題ないかと思われま

次に、16ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっております。これも特に問題ないかと思われま

申請番号4の5番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地と畑となっております。これも問題ないかと思われま

次に、5条申請であります。

22ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と西は道路、南は宅地、北は畑となっております。特に問題ないかと思われま

申請番号5の10番の現地は、東と南は道路、西は畑、北は畑と宅地となっております。特に問題ないかと思いま

申請番号5の11番の現地は、東と南は道路、西は畑と宅地、北は畑となっております。ここも特に問題ないかと思いま

23ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東と西は道路、南は雑種地、北は雑種地と山林となっております。特に問題ないかと思いま

申請番号5の13番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は宅地となっております。特に問題ないかと思いま

申請番号5の14番の現地は、東は山林、西は同月申請されている申請番号5の15番の申請地と畑、南は畑。北は道路となっております。特に問題ないかと思いま

24ページをご覧ください。

申請番号5の15番の現地は、東は同月申請されている申請番号5の14番の申請地、西と北は道路、南は畑となっております。特に問題ないかと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局の提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。
ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第7、議案第1号、渋川市農地利用最適化推進委員規程の一部改正についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第1号、渋川市農地利用最適化推進委員規程の一部改正についてをご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。改正内容についてご説明いたします。議案書の8行目、第3条第1号ただし書中「市長」を「農業委員会」に改めるものです。これは、農業委員会等に関する法律第17条において、農地利用最適化推進委員の委嘱については市長ではなく農業委員会が行うことになっていることから、改正するものであります。それ以外につきましては、点検・見直しにより、文言の整理を行うものです。

また、6月15日開催の運営委員会時よりも改正部分が増えておりますが、見直しにより、読点等を加える等の改正を追加させていただいたものです。

2ページから4ページが新旧対照表、6ページから11ページが規程の改正後全文であります。

なお、施行日は、令和3年7月6日としたいものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより審議を行います。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第1号、渋川市農地利用最適化推進委員規程の一部改正については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
続きまして、議事日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号の3の1番から5番の5件を上程し、審議します。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の13ページから14ページ関連です。議案書の13ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から5番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。申請番号3の3番は、農業経営効率化のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

14ページをお願いいたします。申請番号3の4番及び5番は、農業経営規模拡大のための申請となります。受人、渡人当事者の話合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして

は、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から5番の5件について審議します。ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

1点いいですか。3の1番、金井の所。東吾妻の方からここまで来るのに約1時間かかる。で、農業経営規模拡大のためってというのは、腑に落ちない。経営規模拡大で、1時間通勤するか。

事務局

はい。よろしいでしょうか。

3の1番の申請につきましては、当初、受人の方がこの土地を片付けたと。色々荒れている部分を片付けたということで、そこから話が持ち上がりまして、ここを売買するという形で話が進んだということでございます。

議 長

3の1で対処するものか、5条で対処するものか、どちらにするんだいっていうこと。経営規模拡大って言って、通勤する距離じゃない。1時間も通勤して農業するかいっていうこと。

事務局

よろしいでしょうか。

申請状況を確認させていただきました。畑にてフキ、ジャガイモ、サトイモ等を栽培するということです。

議 長

フキ、サトイモが、草の管理をしないで結局また元に戻っちゃうような気がする。まあ本人がそう言ってるんならいいんだけどさ。

分かりました。以上。

ほかに何かございますでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号3の1番から5番の5件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から5番の5件については、議案の

とおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から5番の5件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の15ページから16ページ関連です。議案書の15ページをお願いいたします。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

16ページをお願いいたします。

申請番号4の4番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
申請番号4の1番から5番の5件について審議します。質疑のある方は
お願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号4の1番から5番の5件について
は、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番から5番の5件については、議案の
とおり許可することにしました。
続きまして、議事日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による
許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号5の10番保留分の1件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申
請（保留分）につきましてご説明いたします。
議案書の17ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第5条の
規定による許可申請について（保留分）、次のとおり農地法第5条の
規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いす
るものです。
申請番号5の10番保留分は、6月8日の総会にお諮りし、農地法施行
規則第57条第1項第2号の規定の申請に係る事業の施行に関して、行政
庁の免許、許可、認可等の処分又は処分の見込みが必要とされ、本件
申請は都市計画法の開発許可若しくは許可見込みが必要であります
が、先月の総会審議時点では許可及び許可見込みがなかったことから、
保留とした案件です。
今般、前橋土木事務所へ確認したところ、許可見込みがあるとの回
答が得られましたので、再議をお願いするものです。

なお、申請地は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の10番保留分について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、申請番号5の10番保留分の1件については、3,000平方メートルを超える案件であり、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、申請番号の5の10番保留分の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規定により、許可書を交付することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号の5の1番から15番の15件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の19ページから24ページ関連です。まず、議案書の20ページをお願いいたします。申請に入る前に、申請人より申請書類の再提出がありましたので、議案書の訂正をお願いいたします。申請番号5の5番の施設欄、「車両8台」を「車両6台」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。議案書の19ページをお願

いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

20ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

21ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

22ページをお願いいたします。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の10番は、子持行政センターから約420メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、本件申請は3,000平方メートルを超える案件であり、事業の施行に都市計画法第29条の開発許可が必要です。農地法第5条第1項の規定による許可をするには、農地法施行規則第57条第1項第2号において、申請に係る事業の施行に関し行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分又は処分の見込みが必要であるとされています。

7月5日、前橋土木事務所へ本件について確認したところ、本総会ま

でに開発許可の見込みが立つとの回答が得られませんでした。

つきましては、農地転用の許可の判断は保留とし、引き続き来月の総会に上程させていただきます。

申請番号5の11番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域であることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

23ページをお願いいたします。

申請番号5の12番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の13番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の14番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

24ページをお願いいたします。

申請番号5の15番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から15番の15件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第5号、申請番号5の1番から15番の15件のうち、本日時点で許可若しくは許可見込みが確認できないため、申請番号5の10番の1件については保留とし、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の3番及び14番の2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、残りの12件は許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の10番の1件は保留とし、申請番号5の10番を除く申請番号5の1番から15番の14件のうち、申請番号5の3番及び14番の2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規定第2条第1項の規定による許可書を交付し、それ以外は議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第6号、農地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地については、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年8月1日を予定しております。

計画概要につきましては、25ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が17人、筆数が29筆、面積が3万5,737平方メートルです。この個別の内訳は、26ページから27ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番から29番の29件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。番号1番から29番の29件は、議案のとおり認めること
でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、1番から29番の29件については、承認することに
決しました。

以上をもちまして、第28回総会を閉会いたします。ご協力ありがと
うございました。

閉 会 <午前10時13分>